

議案第 36 号

松阪市公民館条例の一部改正について

松阪市公民館条例（平成 17 年松阪市条例第 247 号）の一部を次のように改正する。

平成 30 年 2 月 14 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市公民館条例の一部を改正する条例

松阪市公民館条例（平成 17 年松阪市条例第 247 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 松阪市松阪公民館の項位置の欄中「松阪市殿町 1563 番地」を「松阪市船江町 1392 番地 3」に改める。

別表第 2 その 1 松阪公民館の表摘要の欄に次のように加える。

③ 倉庫使用の場合は、1 か月を単位として 1 m²につき 480 円を徴収する。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。